第五条第一項第一号ウ中「信託業若しくは」を「信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。第十五条第一項第二十三号及び第二十条第一項第一号ロにおいて同じ。）又は」に、「又は信託業法」を「及び信託業法（平成十六年法律第百五十四号）」に改め、同号ノ中「第十九条第一項第六号リ」を「第十九条第一項第六号ロ」に改め、同号オ中「資産の流動化に関する法律」の下に「（平成十年法律第百五号）」を加え、「第十九条第一項第六号ヌ」を「第十九条第一項第六号ハ」に改め、同号テ中「第十九条第一項第六号レ」を「第十九条第一項第六号ヌ」に改め、同項第三号中「預金保険法」の下に「（昭和四十六年法律第三十四号）」を加え、同条第二項中「、ヰ」を「からノまで」に、「エ」を「テ」に、「検査局の」を「総合政策局、企画市場局」に、「は検査局及び」を「は総合政策局及び」に、「総務企画局、検査局」を「総合政策局、企画市場局」に、「総務企画局の」を「企画市場局の」に改める。

第六条第一項中「総務企画局」を「総合政策局」に改める。

第七条の見出しを「（政策立案参事官及び参事官）」に改め、同条第一項中「総務企画局に、」を「総合政策局に、政策立案参事官一人及び」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　政策立案参事官は、命を受けて、金融庁の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。

第一章第三節第一款の款名を次のように改める。

第一款　総合政策局

第八条を次のように改める。

（総合政策局に置く課等）

第八条　総合政策局に、次の四課及び検査監理官一人を置く。

秘書課

総務課

総合政策課

リスク分析総括課

第九条（見出しを含む。）中「総務課」を「秘書課」に改め、同条第六号を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を削り、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

四　国立国会図書館支部金融庁図書館に関すること。

第九条第七号を次のように改める。

七　金融庁の所掌に係る検査その他の監督の方法に関する調査及び研究に関すること。

第九条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　金融庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

第九条第十四号を次のように改める。

十四　金融庁の職員に貸与する宿舎に関すること。

第九条第十六号及び第十七号を次のように改める。

十六　庁内の管理に関すること。

十七　金融庁の行政の考査に関すること。

第九条中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八　金融庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

第九条第二十号を次のように改める。

二十　金融庁の事務能率の増進に関すること。

第九条第二十一号から第二十五号までを削る。

第十条の見出し及び同条第一項中「政策課」を「総務課」に改め、同項第二号中「公文書類」を「法令案その他の公文書類」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　金融庁の保有する情報の公開に関すること。

第十条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　金融庁の保有する個人情報の保護に関すること。

第十条第一項中第七号から第九号までを削り、第十号を第七号とし、第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　金融庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

第十条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十号とし、同号の次に次の五号を加える。

十一　金融商品取引法第六章の二及び公認会計士法第五章の五の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。

十二　金融庁の所掌事務に関する国際関係事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

十三　金融庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

十四　金融庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

十五　前各号に掲げるもののほか、金融庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第十条第一項第十六号から第十九号までを削り、同条第二項中「同項第八号」を「同項第五号及び第十二号」に、「監督局の」を「総合政策課の」に、「同項第十五号」を「同項第十号」に、「同項第十八号」を「同項第十一号」に、「監督局並びに総務課及び企画課」を「企画市場局」に改める。

第一章第三節第二款を削る。

第一章第三節第三款の款名を削る。

第十三条を第十七条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　監督局

第十二条第一項第一号中「企画課」を「総務課」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第四号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　資産の流動化に関する制度の企画及び立案に関すること。

第十二条第二項中「同項第六号から第十一号まで」を「同項第七号から第十二号まで」に、「検査局」を「総合政策局」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「企画課」を「総務課」に改め、同項第二十八号を同項第三十二号とし、同項第二十七号中「（他課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第三十一号とし、同項第二十六号を同項第三十号とし、同項第二十五号を同項第二十九号とし、同項第二十四号を同項第二十八号とし、同項第二十三号を削り、同項第二十二号を同項第二十七号とし、同項第一号から第二十一号までを五号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第五号までとして次の五号を加える。

一　企画市場局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　企画市場局の所掌事務に関する財務局及び沖縄総合事務局との事務の連絡調整に関すること。

三　企画市場局の所掌事務に関する指針の策定に関する事務の総括に関すること。

四　企画市場局の所掌事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　企画市場局の所掌事務に従事する職員の訓練並びに企画市場局の所掌に関する事務の指導及び監督に関すること。

第十一条第一項に次の一号を加える。

三十三　前各号に掲げるもののほか、企画市場局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第十一条第二項中「同項第十三号」を「同項第十八号」に、「同項第二十五号」を「同項第二十九号」に、「検査局」を「総合政策局」に、「除く」を「、同項第三十一号に掲げる事務については他の所掌に属するものを除く」に改め、同条を第十五条とする。